

議案第69号

守口文化センター及び守口市生涯学習情報センターの指定管理者の指定について

守口文化センター及び守口市生涯学習情報センターの指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月5日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

指定管理者に管理させようとする施設

守口文化センター及び守口市生涯学習情報センター

指定管理者に指定しようとする団体

守口市大日町2丁目14番10号
公益財団法人守口市文化振興事業団

指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで5年間